

※令和7年度いただいた質問と回答

No.	質問に係る公表資料の名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
1	仕様書 契約書(案)	<p>弊社では燃料費調整による料金単価の調整を行っておりません。燃料費調整を行わないことで燃料市況の変動のリスクを抑えられるだけでなく、請求金額が固定化されることにより予算管理にも貢献できると考えております。</p> <p>入札価格の算定に当たっては、燃料費調整は考慮しない事となっておりますが弊社の様に燃料費調整が無い事業所が落札した場合には実際の請求時にも燃料費調整を行わないということで応諾いただけますでしょうか。</p>	<p>電気料金(1月当たり)の算定については、契約書(案)第7条に記載のとおり「契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金及び燃料費等調整額及び契約書(案)第5条に規定する超過金の合計額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計代金額」としておりますので、同条に基づき算定する必要があります。</p> <p>したがって、1月の電気料金は契約書(案)第7条に基づき算出した合計代金額です。</p>
2	入札公告 入札説明書	提出書類郵送時に関して、配達証明郵便に準ずるものとして「レターパックプラス」を用いて送付することは可能でしょうか。	可能です。
3	契約書(案)	弊社では電気料金のお支払いを請求書がお手元に届いてから30日以内に銀行振込にてお願いをしております、ご対応いただく事は可能でしょうか	受注者は契約書(案)第7条により算出した前月分の電気料金を契約書(案)第8条に基づき、毎月15日までに発注者に請求することとし、発注者は請求書を受理したときは、その日から30日以内に銀行振り込みでお支払いいたします。
4	仕様書	「非常用自家発電設備あり」と仕様書に記載がありますが自家発電機に係る契約は本契約の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	非常用自家発電設備は、本電力需給契約の範囲外です。